

公募型プロポーザル方式に係る手続開始公告

岩沼市市営亀塚第一住宅跡地貸付対象事業者募集にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うため、下記のとおり公告する。

平成29年9月20日

岩沼市長 菊地啓夫

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務の名称

岩沼市市営亀塚第一住宅跡地貸付対象事業者募集

(2) 貸付物件の概要

① 所在地 岩沼市中央四丁目374番地の一部（市営亀塚第一住宅跡地）

② 地積等 開発区域面積5,584.78㎡のうち貸付地の面積3,989.13㎡（予定）

地目：宅地

(3) 貸付期間

利用開始から10年以上最長30年間

(4) 貸付料

建物・土地の使用目的により、以下の算定式により年額貸付料を決定する。

「年額貸付料＝①建築面積にかかる貸付料＋②建築面積を除く土地面積
にかかる貸付料」

※建築面積：建物を真上から見たときの外周で求めた面積（水平投影面積）

① 建築面積にかかる貸付料（建物の使用目的により算定）

建築面積(㎡)×当該地の1㎡当りの土地評価額×4%

- ・ 保育所及び保育所に付随する地域子育て支援事業で使用する面積相当分（建築面積を延床面積の比率で按分）については、無償とする。
 - ・ 障害者支援及び高齢者支援で使用する面積相当分（建築面積を延床面積の比率で按分）については、土地評価額の2分の1を減額する。
- ② 建築面積を除く土地面積にかかる貸付料（土地の使用目的により算定）
建物面積を除く土地面積(m²)×当該地の1 m²当りの土地評価額×4%
- ・ 保育所及び保育所に付随する地域子育て支援事業で専ら使用する面積相当分（②の面積を事業毎の専用面積の比率で按分）については、無償とする。
 - ・ 障害者支援及び高齢者支援で専ら使用する面積相当分（①の面積を事業毎の専用面積の比率で按分）については、土地評価額の2分の1を減額する。
- ※ 定めのない事項については、岩沼市財産の交換、譲渡等に関する条例（昭和39年岩沼市条例第11号）及び岩沼市公有財産管理規則（昭和55年岩沼市規則第11号）等に基づく

2 応募資格等

応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

なお、応募にあたっては、単独又は共同で応募することができる。

共同で応募する場合は、共同で応募するグループ（以下「共同グループ」という。）内から代表する応募者1者を選定し、代表応募者が市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うものとする。また、応募グループの全構成員が、以下に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

- ① 営利を目的としない法人であること。（代表応募者のみ）
- ② 日本国内で法人登録をしていること。
- ③ 自ら提案した事業計画を主体的に担う総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有し、かつ長期にわたり実施できる者
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の

規定に規定する者でないこと。

- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていない者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがされていないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していない者
- ⑧ 次に該当する者がいないこと。

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第88号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

3 スケジュール

手続き等	日程
募集要領の配布	平成29年9月20日（水）から平成29年10月13日（金）まで
応募登録申込書提出期限	平成29年10月13日（金）
質疑の受付期限	平成29年10月20日（金）
質疑の回答日	平成29年10月31日（火）
企画提案書提出期限	平成29年12月8日（金）

事業者選定委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)	平成29年12月下旬(予定)
審査結果の発表	平成30年1月初旬(予定)
土地利用に関する協議	平成30年1月中旬以降(予定)
土地の貸付	平成30年10月以降(予定)

4 募集要領の配布等

(1) 配布場所

岩沼市総務部復興創生課 創生推進係(岩沼市桜一丁目6番20号)

(2) 配布期間

平成29年9月20日(水)から平成29年10月13日(金)まで(土曜日・日曜日、祝日を除く)。配布時間は、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

5 貸付候補者の選定について

(1) 審査方法

本市が設置する「岩沼市市営亀塚第一住宅跡地貸付対象事業者選定委員会」において、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最高得点者及び次点者(第2位の得点者)を選定する。

(2) 貸付候補者の選定及び審査結果の通知

① 市は、選定委員会の審査結果に基づき、最高得点者を貸付候補者としての交渉相手とする。ただし、当該提案者に事故等があり、契約が不可能となった場合は、次点者で選定委員の定める一定基準以上の者を交渉相手とする。

なお、土地賃借契約は、別途締結とする。

② 審査結果(貸付候補者、その提案概要等)については、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知するとともに、岩沼市のホームページで公表する。ただし、各審査点数は公表しない。

6 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「岩沼市市営亀塚第一住宅跡地貸付対象事

業者募集要領」による。

7 担当窓口

岩沼市総務部復興創生課 創生推進係

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

TEL：0223-22-1111（内線522、528）

FAX：0223-24-0897

電子メール：seisakukakari@city.iwanuma.miyagi.jp